

## 第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画

- I 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって
- II 基本指針に基づく目標値
- III 障害福祉サービス等の見込量と確保策
- IV その他の支援の見込量と確保策



# I. 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって

## 1. 計画の策定方針について

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス、障害者相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、成果目標及びサービスの見込量とその確保策を定める計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項等を定める計画です。

いずれも、国の基本指針に即して作成することと規定されています。国は、令和2(2020)年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」)において、基本的理念、基本的事項の考え方、令和5(2023)年度末の目標などを示しました。

そこで、本市においても、これらの国の考え方に沿って、「第6期安城市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」)」、「第2期安城市障害児福祉計画(以下、「障害児福祉計画」)」を一体的に策定しました。

### ■国の「基本指針」の概要

#### 1 基本的理念

- (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害のある人の社会参加を支える取組

#### 2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害のある人に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

### 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障害のある人に対する支援
- (4) 協議会の設置等

### 4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容の推進
- (4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- (5) 障害児相談支援の提供体制の確保

■国の「基本指針」に沿って市町村が障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する項目

#### 1 成果目標を設定し取り組む項目（P84）

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
  - ・入所施設から地域生活への移行者数
  - ・施設入所者数の削減見込み
- (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
  - ・地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討
- (3) 福祉的就労等から一般就労への移行等
  - ・福祉的就労や就労移行支援から一般就労への移行者数
  - ・就労定着支援事業の利用者数
  - ・就労定着率
- (4) 障害児支援の提供体制の整備等
  - ・児童発達支援センターの設置
  - ・保育所等訪問支援実施体制の整備
  - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保
  - ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
  - ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
  - ・医療的ケア児等コーディネーターの配置
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
  - ・総合的・専門的な相談支援の実施
  - ・地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保
- (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築

## 2 見込量と確保策を設定する項目

### (1) 障害福祉サービス等 (P92)

- ① 障害福祉サービス (P92)
- ② 障害者相談支援 (P97)
- ③ 地域生活支援事業 (P98)
- ④ 障害児通所支援・障害児相談支援 (PI08)

### (2) その他の支援 (PI10)

- ① 発達障害のある人及びその家族等に対する支援 (PI10)
  - ・ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラムの受講者数
  - ・ペアレントメンターの人数
  - ・ピアサポート活動への参加人数
- ② 精神障害に対する重層的な連携による支援体制 (PI12)
  - ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催状況
    - 協議の場の開催回数
    - 協議の場への関係者ごとの参加者数
    - 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
  - ・精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数
- ③ 相談支援体制の充実・強化のための取組 (PI14)
  - ・総合的・専門的な相談支援の実施
  - ・地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保
    - 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
    - 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
    - 地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数
- ④ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 (PI15)
  - ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加者数
  - ・審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数

## 2. 計画の期間

「第6期安城市障害福祉計画」及び「第2期安城市障害児福祉計画」の計画期間は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間とします。

今回の改定



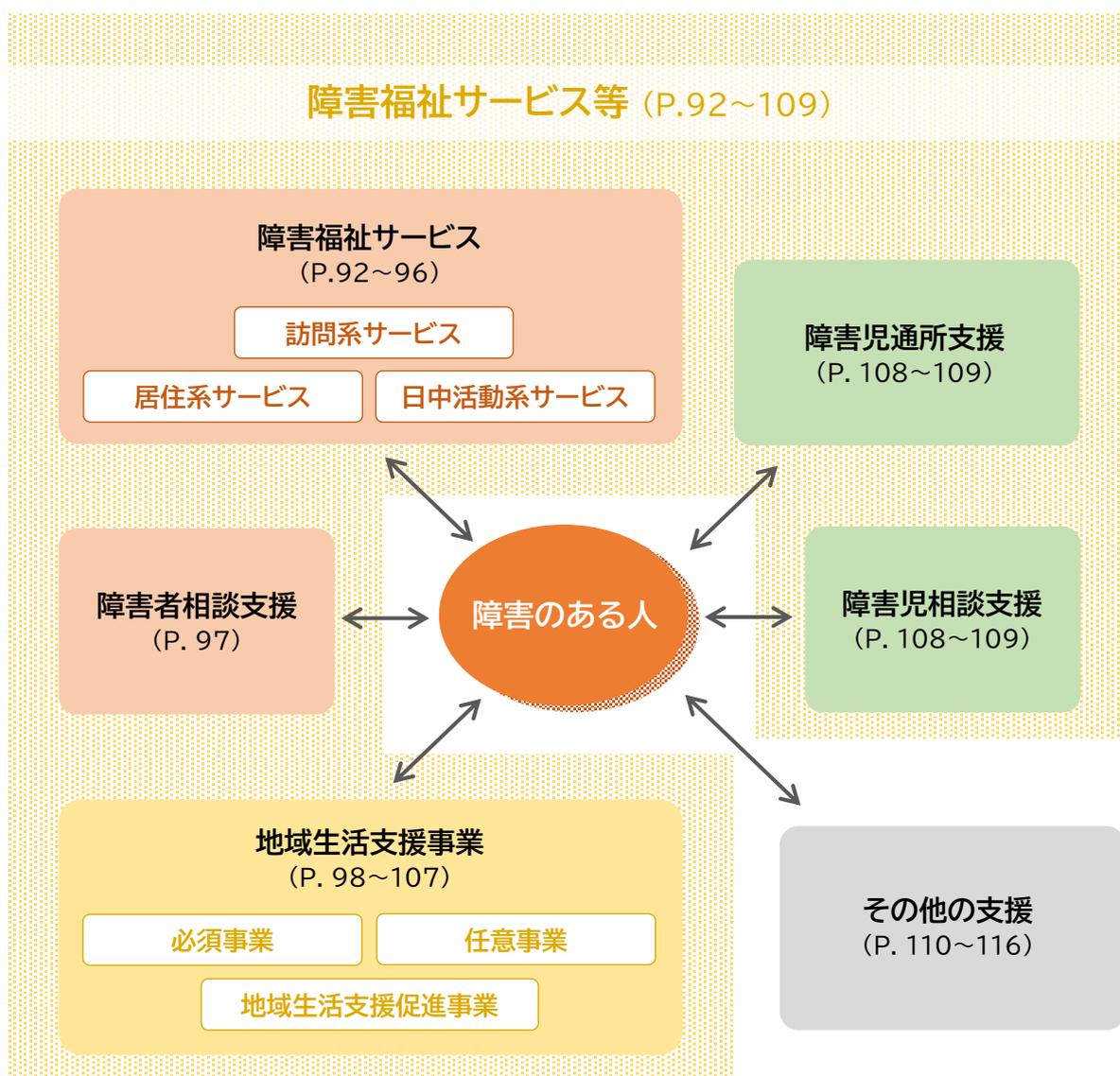
和暦(年度)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
西暦(年度)	2018	2019	2020	2021	2022	2023
<b>安城市障害福祉計画</b>	第5期安城市障害福祉計画			第6期安城市障害福祉計画		
<b>安城市障害児福祉計画</b>	第1期安城市障害児福祉計画			第2期安城市障害児福祉計画		

### 3. 本計画における用語の定義と支援体制

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」における「障害者」という用語については、障害者総合支援法第4条第1項に基づき、障害のある人のうち18歳以上の人とします。また、「障害のある子ども」という用語については、障害者総合支援法第4条第2項及び児童福祉法第4条第2項に基づき、障害のある人のうち18歳未満の人とします。

「障害福祉サービス等」という用語については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、障害者相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援を総称することとします。それに伴い、「その他の支援」を発達障害のある人及びその家族等への支援等の障害福祉サービス以外のサービスと定義します。

#### ■ 「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」における支援体制



## 4. 障害福祉サービス等の利用者の状況

### (1) 障害支援区分の認定状況

障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示した障害支援区分は、区分1～6までの6段階あり、令和2（2020）年4月1日現在の認定者は704人です。

障害支援区分		単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低い ↑ 支援の必要度 ↓ 高い	区分1	人	16	14	12	13	14	15
	区分2	人	80	81	96	108	120	134
	区分3	人	144	155	167	185	204	225
	区分4	人	136	130	134	134	134	134
	区分5	人	124	126	133	141	149	157
	区分6	人	158	164	162	162	162	162
合計		人	658	670	704	743	783	827

各年度4月1日現在

### (2) 障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の個別給付事業の支給決定者数

障害福祉サービスの支給決定者数、障害児通所支援の支給決定者数、地域生活支援事業の個別給付事業（移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴の4事業）の支給決定者数の合計は令和2（2020）年4月1日現在で1,558人です。

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者	人	1,368	1,449	1,558	1,655	1,758	1,868

各年度4月1日現在

## Ⅱ. 基本指針に基づく目標値

### 1. 成果目標について

国の基本指針において市町村が行うものとされている取組に関する成果目標については、次の通りです。

#### ■市町村で設定する成果目標（令和元年度と令和5年度時点の比較）

項目	国の基準
(1) 施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点と比べて1.6%以上削減
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討
(3) 福祉的就労等から一般就労への移行等	令和5年度中に福祉的就労や就労移行支援から一般就労に移行する人を令和元年度実績の1.27倍以上（移行支援事業：1.30倍以上、就労継続支援（A型）：1.26倍以上、就労継続支援（B型）：1.23倍以上）
	令和5年度において一般就労に移行する人のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保
	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上確保
	令和5年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

## 2. 成果目標に対する目標値

障害のある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和5（2023）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

### （1）施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに令和元（2019）年度末時点の施設入所者数85人の6%以上を地域生活へ移行するとともに、令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点と比べて1.6%以上削減することを目標とします。入所者や家族の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を目指します。

項目	令和5年度（目標値）
入所施設から地域生活への移行者数（人）	6
施設入所者数の削減見込み（人）	2

### 障害に関する様々なマーク⑦

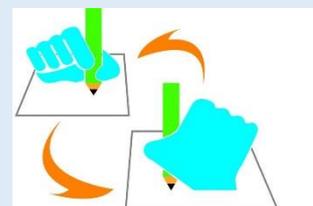
#### 手話マーク

手話を必要としている人がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします。」という意味を、施設の窓口等で提示している場合は「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味を示すマークです。



#### 筆談マーク

筆談を必要としている人がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします。」という意味を、施設の窓口等で提示している場合は「筆談で対応します」という意味を示すマークです。

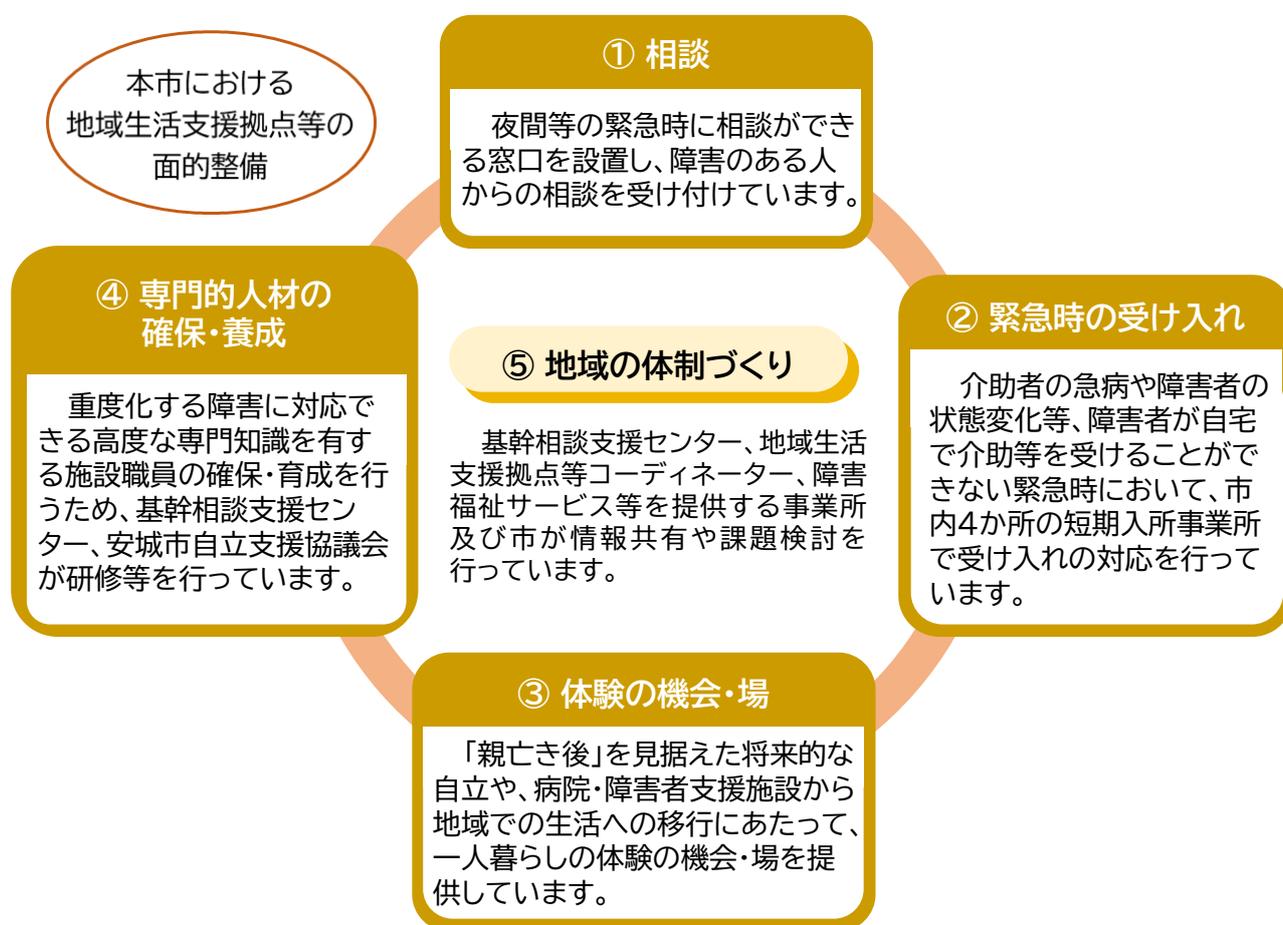


## (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市では、平成 29 (2017) 年 4 月から、市内の事業所が連携して機能を担う面的整備により事業を実施しており、毎年運用状況の検証・検討を実施しています。令和 5 (2023) 年度末までに『地域生活支援拠点等を少なくとも 1 つ確保し、年 1 回以上運用状況を検証・検討する』という成果目標を令和元 (2019) 年度は達成済みです。令和 3 (2021) 年度以降は、面的整備を維持しながら求められる機能の実施状況の検証を重ね、機能の充実に努めます。

項目	令和元年度 (現状値)	令和 5 年度 (目標値)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討 (回)	1	1

### ■安城市の地域生活支援拠点等の概念図



### 地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等とは、障害の重度化や、障害のある人や介助する家族の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるための支援体制のことです。地域生活支援拠点等に求められる主な機能は、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

### (3) 福祉的就労等から一般就労への移行等

#### ①福祉的就労や就労移行支援から一般就労への移行者数

令和5（2023）年度中に福祉的就労や就労移行支援から一般就労に移行する人を令和元（2019）年度実績の1.27倍以上（就労継続支援（A型）1.26倍以上、就労継続支援（B型）1.23倍以上、移行支援事業1.30倍以上）とすることを目標とします。関係機関や事業所と連携し、障害特性に応じた就労支援やテレワーク等多様な就業機会の確保に努めます。

項目		令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
年間一般就労移行者数（人）	就労継続支援（A型）	6	8
	就労継続支援（B型）	1	2
	就労移行支援	16	21
	生活介護	0	0
	自立訓練	0	0

#### ②就労定着支援事業の利用者数

安城市内には就労定着支援事業所がないため、市内の日中活動系サービス事業者等に対して設置について促すよう努めます。令和5（2023）年度において福祉的就労等から一般就労に移行する人のうち就労定着支援事業を利用する人が7割以上とする成果目標を達成するように努めます。

項目	令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	0	就労定着支援事業を利用する者が7割以上

#### ③就労定着率

安城市内には就労定着支援事業所がないため、市内の日中活動系サービス事業者等に対して設置について促すよう努めます。事業所が設置された場合には、就労定着支援利用開始から1年を経過した人の就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とする成果目標が達成されるように努めます。

項目	令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	0	事業所全体の7割以上

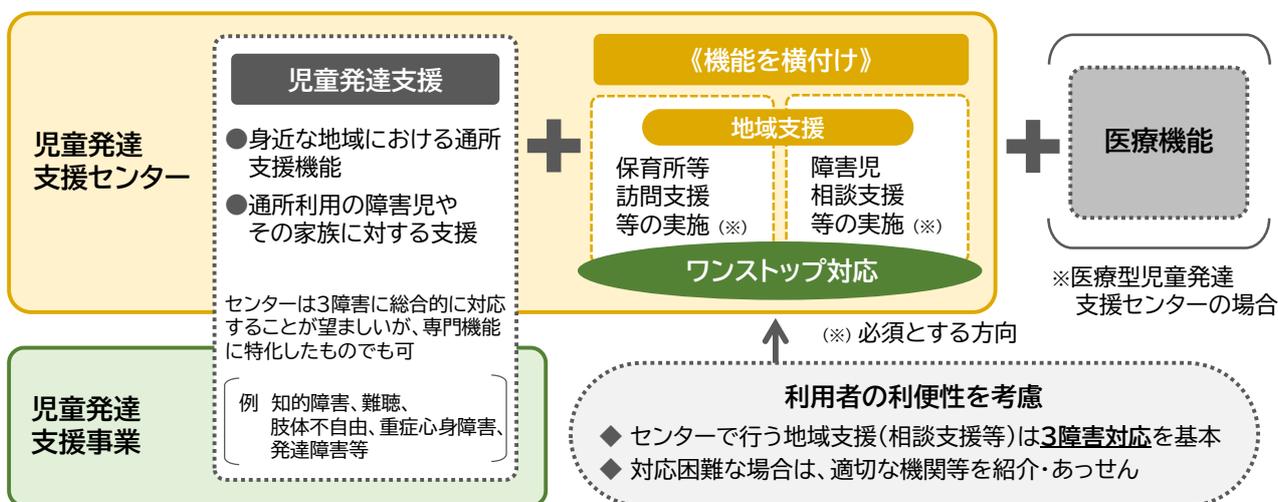
## (4) 障害児支援の提供体制の整備等

### ① 児童発達支援センターの設置

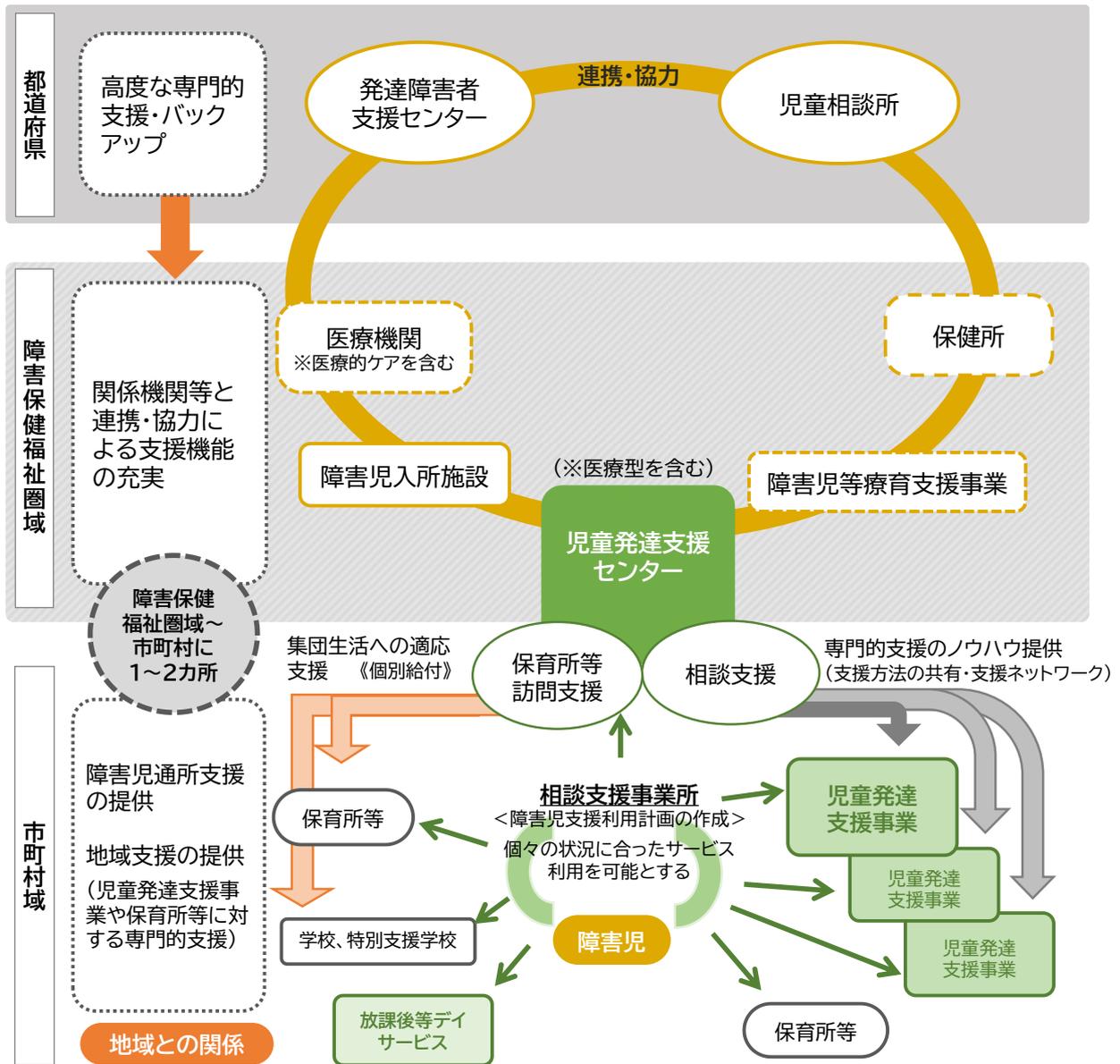
本市では、平成 30（2018）年7月から、発達に心配や遅れのある子どもに 18 歳まで継続した支援をするために、子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>を設置しており、令和 3（2021）年度には、市内の社会福祉法人による新たな児童発達支援センターの設置も予定していますので、令和 5（2023）年度末までに『児童発達支援センターを1か所以上確保する』という成果目標を達成済みです。

今後は、子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>の維持と、新たな児童発達支援センターとの連携を進めるとともに、子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>を中心として障害のある子どもへの支援が充実するよう努めます。

### ■ 児童発達支援センターと事業の概念図



■地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制の概念図



## ②保育所等訪問支援実施体制の整備

本市では、すでに市内事業所において保育所等訪問支援を実施しており、令和5（2023）年度末までに『保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する』という成果目標を達成済みです。令和3（2021）年度以降は、その体制の維持・充実に努めます。

## ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が4か所あり、令和5（2023）年度末までに『主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保する』という成果目標を達成済みです。令和3（2021）年度以降は、事業所数の維持に努めます。

## ④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が2か所あり、令和5（2023）年度末までに『主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する』という成果目標を達成済みです。令和3（2021）年度以降は、事業所数の維持に努めます。

## ⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

本市では、平成30（2018）年度に医療的ケア児のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置しており、令和5（2023）年度末までに『保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する』という成果目標を達成済みです。令和3（2021）年度以降は、協議の場の継続に努めます。

## ⑥医療的ケア児等コーディネーターの配置（P108参照）

本市では、医療的ケア児等コーディネーターを複数人配置しており、令和5（2023）年度末までに『医療的ケア児等コーディネーターを配置する』という成果目標を達成済みです。令和3（2021）年度以降は、医療的ケア児等コーディネーターの配置数の増加に努めます。

## （5）相談支援体制の充実・強化等（P114 参照）

本市では、すでに基幹相談支援センター、子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>等が、障害の種別や各種ニーズに応じた総合的・専門的な相談支援を実施しています。また基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対して専門的な指導、助言、研修等を行い、相談支援専門員のスキルアップや地域の相談機関との連携体制の確立に向けた取組を実施しており、令和5（2023）年度末までに『総合的・専門的な相談支援の実施』という成果目標及び『地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保』という成果目標は達成済みです。令和3（2021）年度以降は、その体制の維持・充実に努めます。

## （6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 （P115 参照）

本市では職員の研修参加や日ごろの審査支払事務を通じて、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組をすでに実施しており、令和5（2023）年度末までに都道府県及び市町村において、『障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する』という成果目標を達成済みです。令和3（2021）年度以降は、その体制の維持・充実に努めます。

### 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等（医療的ケア児・者）とは、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある人のことで、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて支援に関わる関係機関との連携を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることができる生活支援システムを構築するためのキーパーソンです。

### 医療的ケア児連携会議

安城市では、医療ケア児を支援する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として「医療的ケア児連携会議」を行っています。



## Ⅲ. 障害福祉サービス等の見込量と確保策

### 1. 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに別れており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

#### (1) 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で入浴、食事等を介助するサービス。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介助や外出時の移動を補助するサービス。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス。
行動援護	知的障害や精神障害により常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動を補助するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

## ■実績と見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	151	155	159	164	168	173
	時間/月	2,386	2,298	2,362	2,431	2,491	2,565
重度訪問介護	人/月	5	6	6	7	7	8
	時間/月	533	600	640	700	746	800
同行援護	人/月	18	17	18	20	22	24
	時間/月	176	223	241	262	289	315
行動援護	人/月	17	14	14	15	15	16
	時間/月	174	140	143	149	155	160
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

## ■見込量の確保策

令和2（2020）年10月1日現在における市内の事業所数は、それぞれ居宅介護が16か所、重度訪問介護が14か所、同行援護が6か所、行動援護が3か所あります。重度障害者等包括支援については事業所がありません。

確保策については、訪問系サービス事業者に対し、既存事業の拡充を働きかけていきます。

なお、重度訪問介護については訪問先が拡大され、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者が医療機関に入院した場合にも、医療従事者に本人に合った環境や生活習慣、特殊な介護方法について伝える等、一定の支援が提供できるようになったことから、今後更なる周知を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設での介護や創作的活動等の機会を提供するサービス。
自立訓練（機能訓練）	一定の期間、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。
自立訓練（生活訓練）	一定の期間、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援 A 型	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。（雇用型）
就労継続支援 B 型	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。（非雇用型）
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、一定の期間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス。
療養介護	医療的なケアや常時介護を必要とする人に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅で障害のある人を介護する人が病気の場合等に、障害のある人に施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

## ■実績と見込量

サービス名	単位	実績		見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人/月	363	359	360	360	361	362
	人日/月	7,101	7,054	7,060	7,074	7,093	7,113
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	5	0	16	17	18	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	2	2	3	3	3
	人日/月	15	20	20	22	22	24
就労移行支援	人/月	34	38	38	37	37	37
	人日/月	630	703	737	774	812	851
就労継続支援A型	人/月	135	131	131	134	136	140
	人日/月	2,612	2,524	2,542	2,590	2,631	2,697
就労継続支援B型	人/月	175	202	217	232	249	267
	人日/月	2,711	3,133	3,409	3,598	3,862	4,141
就労定着支援	人/月	2	12	23	32	35	40
	人日/月	2	12	23	32	35	40
療養介護	人/月	14	16	16	16	17	18
	人日/月	474	485	485	485	515	546
短期入所（福祉型）	人/月	73	78	78	79	80	81
	人日/月	355	379	379	382	387	393
短期入所（医療型）	人/月	3	5	5	5	6	7
	人日/月	14	18	18	20	24	28

## ■見込量の確保策

令和2（2020）年10月1日現在における市内の事業所数は、それぞれ生活介護は17か所、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）は1か所ずつ、就労移行支援は3か所、就労継続支援A型は6か所、就労継続支援B型は9か所、短期入所（福祉型）は4か所あります。就労定着支援、療養介護、短期入所（医療型）は市内に事業所はありません。

確保策については、市内の日中活動系サービス事業者等に対して既存事業の拡充や新規施設の設置を働きかけていきます。

また、療養介護は長期入院によるケアが必要な重度の障害者が対象のサービスであり、医療機関が実施主体であることから、事業を実施する医療機関との連携によりサービス見込量の確保に努めます。

### (3) 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者が自宅で自立した日常生活を営むため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

#### ■実績と見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	82	114	119	128	137	146
施設入所支援	人/月	86	85	84	84	83	83

#### ■見込量の確保策

令和2(2020)年10月1日現在における市内の事業所数は、それぞれ共同生活援助(グループホーム)は7か所、施設入所支援は1か所です。自立生活援助については、平成30(2018)年4月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていません。

確保策については、市内の事業所に対して既存事業の拡充や新規施設の設置を働きかけていきます。

## 2. 障害者相談支援

障害者相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援に別れており、それぞれの相談支援について、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を行うときに必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が利用者にとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
地域移行支援	入所施設に入所している人または精神科病院に入院している人等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保や相談等の必要な支援を行うサービス。
地域定着支援	自宅で一人で生活している障害者に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。

### ■実績と見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	276	264	298	342	367	409
地域移行支援	人/月	3	3	4	6	7	7
地域定着支援	人/月	7	10	25	32	39	46

### ■見込みの確保策

令和2（2020）年10月1日現在における市内の事業所数は、それぞれ計画相談支援は6か所、地域移行支援及び地域定着支援は1か所ずつです。

また、令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者）は54人（65歳未満33人、65歳以上21人）と見込み、地域移行支援及び地域定着支援の見込みを設定しています。

確保策については、市内の事業所に対して既存事業の拡充及び新規事業所の設置を働きかけていきます。

### 3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、国が示す「地域生活支援事業実施要綱」に基づき、自治体が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」、「任意事業」と「地域生活支援促進事業」がありますが、本市では次の事業を展開しており、各事業の見込みと確保策を設定することとします。

#### ■本市が実施する地域生活支援事業

区 分	事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	日常生活支援	訪問入浴サービス 日中一時支援 地域移行のための安心生活支援
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援 芸術文化活動振興 点字・声の広報等発行 自動車運転免許取得・改造助成
	就業・就労支援	知的障害者職親委託事業 更生訓練費支給事業
	障害支援区分認定等事務	
地域生活支援 促進事業	障害者虐待防止対策支援事業 成年後見制度普及啓発事業	

## 【必須事業】

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人のことや障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修及び啓発活動を実施することにより、障害のある人が地域生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くことを目的とした事業です。

#### ■実績と見込み

本市では、災害時における障害のある人への情報伝達や避難誘導について講習や体験を行う研修を実施したり、市内の障害福祉サービス等事業者と協働して啓発活動を行うなど、機会をとらえて啓発を行っています。

令和3（2021）年度以降も、毎年事業を実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

引き続き機会をとらえて積極的に啓発を行うことで、地域住民の障害に対する理解を深め、共生社会の実現につながるよう努めます。

### (2) 自発的活動支援事業

障害のある人が安定した地域生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な活動を支援し、地域住民間の相互理解を深めることを目的とした事業です。

#### ■実績と見込み

本市では、毎年、精神障害者ふれあい促進事業として、精神障害者とその家族を対象にふれあいの場を設け、交流や悩み相談、アドバイス等により障害者の自立を促す団体の活動を支援しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年事業を実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

引き続き事業を維持することに努めます。

### (3) 相談支援事業

障害のある人や、その家族または介護等を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が安定した地域生活を送ることができるようにすることを目的とした事業です。

#### ■実績と見込み

本市では、障害のある人や、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う障害者相談支援事業を実施しています。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、専門的知識を有する職員を配置するとともに、市内相談支援事業所に対して専門的な指導、助言、研修等を行い、相談支援専門員のスキルアップや地域の相談機関との連携体制の確立に向けた取組を行う基幹相談支援センター等機能強化事業を実施しています。さらに、障害者相談支援事業等を通じ、障害のある人が一般賃貸住宅へ入居を希望する際に必要な支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年事業を実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

地域の相談支援事業所に対して専門的な指導、助言を実施するとともに、人材育成のための研修、自立支援協議会を活用した連携強化のための会議等を実施し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

### (4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

#### ■実績と見込み

本市では、親族がいらないため申立てができない場合に市長が代わりに申立てを行う「市長申立」、及び、審判の請求や成年後見人に対する報酬費用に係る助成制度として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年事業を実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害者の権利擁護が図られるよう努めます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

### ■実績と見込み

本市では、社会福祉協議会が、親族がおらず低所得である人を対象とした法人後見受任業務を実施しており、成年後見制度における法人後見の実施体制を確保しています。

令和3（2021）年度以降も、引き続き社会福祉協議会が実施する事業を支援する見込みです。

### ■見込みの確保策

引き続き社会福祉協議会による法人後見業務を支援することで、障害者の権利擁護に努めます。

## (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

本市では、市役所と社会福社会館にそれぞれ手話通訳者を配置するとともに、障害のある人等からの求めに応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、障害のある人の意思疎通を支援しています。

### ■実績と見込量

事業名	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	人	1	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	回/年	384	364	392	419	431	457
要約筆記者派遣事業	回/年	57	36	36	36	36	36

### ■見込量の確保策

手話通訳者の配置及び手話通訳者及び要約筆記者の派遣を継続し、障害のある人の意思疎通を支援します。また、必要な人が利用できるよう制度の周知を行い、見込量の確保に努めます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

主に在宅で生活する障害のある人に対して、ストマ<sup>(注1)</sup>用装具や紙おむつ、電気式たん吸引器等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業です。

(注1) 人工肛門、人工膀胱の総称。ストーマと表記されることもある。

### ■実績と見込み

本市では、厚生労働省告示「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」に基づく下記の用具について、障害の程度に応じて定められた給付を実施しています。

- ①介護・訓練支援用具
- ②自立生活支援用具
- ③在宅療養等支援用具
- ④情報・意思疎通支援用具
- ⑤排泄管理支援用具
- ⑥居宅生活動作補助用具

令和3(2021)年度以降も、毎年給付を実施する見込みです。

### ■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害のある人が自宅等で安定した日常生活を営むことができるよう努めます。また、給付対象者のニーズや社会情勢等に配慮しながら、適切な日常生活用具の給付または貸与に努めます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成することを目的とした事業です。

### ■実績と見込み

本市では、毎年手話奉仕員養成講座を実施しています。

令和3(2021)年度以降も、毎年手話奉仕員養成講座を実施する見込みです。

### ■見込みの確保策

手話奉仕員の養成講座を継続し、支援を必要とする人に適切な支援が届けられるよう努めます。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

本市では、自立生活及び社会参加のための外出を希望する障害のある人に対して、移動支援事業者が支援を実施しています。

### ■実績と見込み

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所(市内)	13	14	15	15	15	15
利用者数	人/月	203	200	202	210	214	218
利用延時間	時間/月	1,375	1,369	1,382	1,437	1,450	1,492

### ■見込量の確保策

障害福祉サービス等事業者に対して、既存事業の拡充や新規での事業所設置を働きかけていきます。

## (10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作的活動、生産活動の機会提供及び相談等を通して自立と社会参加を促進することを目的とした事業です。

本市では、主に精神障害者を対象とした地域活動支援センターを設置しており、地域活動支援センターの基本事業として、障害者の自立と社会参加を促進するために、日中の居場所としてのフリースペースの確保や、社会参加の促進を目的とした各種プログラム活動を実施しています。また、機能強化事業として、専門職員(精神保健福祉士)を配置し、障害に対する理解促進のための啓発活動等を実施しています。

### ■実績と見込み

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所(市内)	1	1	2	2	2	2
利用者数	人/年	4,859	5,590	5,651	6,231	6,831	7,390

### ■見込量の確保策

引き続き地域活動支援センターの維持に努めます。また、障害福祉サービス等事業者等に対して新規事業所設置を働きかけていきます。

## 【任意事業】

### (1) 日常生活支援

#### ①訪問入浴サービス

家庭の浴槽での入浴が困難な重度の身体障害のある人に対して、入浴サービスを実施することにより、健康の増進およびその家族の介護の軽減を図ることを目的としたサービスです。

本市では、重度の身体障害のため、家庭の浴槽での入浴が困難な障害のある人に対して、本市と委託契約を結んだ訪問入浴サービス事業所が自宅を訪問し、入浴に関するサービスを提供しています。

#### ■実績と見込量

区分	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所(市内)	4	5	5	5	5	5
利用者数	人/月	22	21	21	21	21	21
利用延回数	回/月	133	141	143	145	147	149

#### ■見込量の確保策

本市と契約を結んだ訪問入浴サービス事業所に対し事業拡充を働きかけることやその他の事業所に広く新規事業所設置を働きかけることで、見込量の確保に努めます。

#### ②日中一時支援

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

本市では、本市と委託契約を結んだ日中一時支援事業所が、障害のある人の日中における活動の場を確保しています。

#### ■実績と見込量

区分	単位	実績		見込量			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	か所(市内)	13	12	12	12	12	12
利用者数	人/月	229	255	256	256	257	258
利用延回数	回/月	1,169	1,377	1,400	1,402	1,404	1,406

## ■見込量の確保策

本市と契約を結んだ日中一時支援事業所に対し事業拡充を働きかけることやその他の事業所に広く新規事業所設置を働きかけることで、見込量の確保に努めます。

また、障害のある人を支える家族の就労形態が多様化していることから、他の障害福祉サービス等やその他の支援等との連携により、時代に即した家族の就労支援のより良いあり方についても検討します。

### ③地域移行のための安心生活支援

障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とした事業です。

本市では、地域生活支援事業の取組の一つとして、地域における自立を促進するための自立生活体験の場や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、障害のある人の地域生活を支える体制を整えています。

## ■実績と見込み

本市では、平成29(2017)年度に地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、障害のある人の地域生活を支える体制を整えました。また、平成30(2018)年度には地域生活支援事業の取組の一つとして、地域における自立を促進するための自立生活体験の場を確保しました。

令和3(2021)年度以降も、地域生活支援拠点等コーディネーターの配置、自立生活体験の場の確保を行う見込みです。

## ■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害のある人が地域で安心して暮らしていける支援体制の維持・充実に努めます。

## (2) 社会参加支援、就業・就労支援、障害支援区分認定等事務

### ①社会参加支援

障害のある人の社会参加を促進することを目的とする事業です。

#### ■実績と見込み

本市では、社会参加支援として、レクリエーション活動等支援（障害者社会参加促進、心身障害者ふれあい促進）、芸術文化活動振興（障害者講座）、点字・声の広報等発行、自動車運転免許取得・自動車改造助成を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

### ②就業・就労支援

障害者の就業・就労促進を図ることにより、障害者の福祉の向上を図る事業です。

#### ■実績と見込み

本市では、就業・就労支援として、知的障害者職親委託事業、更生訓練費支給事業を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害者の就業・就労促進に努めます。

### ③障害支援区分認定等事務

障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務を適切に実施します。

#### ■実績と見込み

本市では、障害支援区分認定等事務として、障害支援区分認定調査、医師意見書作成及び審査会の運営の事務を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害者の地域生活を支えていくことに努めます。

## 【地域生活支援促進事業】

### (1) 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止対策支援事業は、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、地域における行政、福祉、医療等の関係機関の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的としています。

#### ■実績と見込み

本市では、障害者虐待防止対策支援事業として保健師を配置し、虐待時の対応のための体制整備を図っています。

令和3（2021）年度以降も、毎年実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

関係機関との連携を十分に図ることで、虐待の防止や早期発見・早期対応していくため、事業を進めていきます。

### (2) 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度普及啓発事業は、成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

#### ■実績と見込み

本市では、成年後見人として活動する司法書士等による講演会を開催するなど普及啓発に取り組んでいます。

令和3（2021）年度以降も、毎年開催する見込みです。

#### ■見込みの確保策

法人後見業務を行う社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。

## 4. 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援に分かれており、これらと障害児相談支援について、実績値を踏まえた見込みと確保策について設定します。

また、医療的ケア児等コーディネーターの配置について、地域のニーズ等を勘案して設定します。

障害児通所支援等を行うには、障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害のある子どものライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害のある子どもが障害児通所支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害のある子どもとその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。本市の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込量を設定します。

区分	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障害のある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業。

## ■実績と見込み

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	68	93	103	113	124	135
	人日/月	1,237	1,325	1,445	1,575	1,767	1,923
医療型児童発達支援	人/月	2	1	1	1	1	1
	人日/月	18	7	7	7	7	7
放課後等デイサービス	人/月	331	353	378	403	428	453
	人日/月	3,436	3,797	4,169	4,335	4,720	4,873
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	2	2	2
	人日/月	1	2	2	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	5	5	5	5
障害児相談支援	人/月	103	125	131	138	145	153

また、本市では医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（医療的ケア児等コーディネーター）を複数人配置しています。

令和3（2021）年度以降も、引き続き配置するとともに、市内の事業所に対して、愛知県が実施している医療的ケア児等コーディネーター養成研修への出席を働きかけて、配置人数を増員する見込みです。

## ■見込みの確保策

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援については増加していく見込みのため、事業所等と連携して受け入れ体制の構築を行っていきます。

また、障害のある子どもを支える家族の就労形態が多様化していることから、児童発達支援、放課後等デイサービス等について、他の障害福祉サービス等やその他の支援等との連携により、時代に即したより良い家族の就労支援のあり方についても検討します。

## IV. その他の支援の見込量と確保策

### 1. 発達障害のある人及びその家族等に対する支援

発達障害のある人の早期発見・早期支援には、発達障害のある人及びその家族等への支援が重要です。保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等による支援が重要になっています。

本市では、発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制の構築に向け、見込みと確保策について次の通り設定します。

#### (1) ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラムの受講者数

子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>でペアレント・プログラムやSST等の支援プログラムを行っています。

#### ■実績と見込み

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラムの受講者	人	32	39	42	42	42	42

#### ■見込量の確保策

子ども発達支援センターあんステップ<sup>♪</sup>による支援プログラムについての周知に努めます。

#### (2) ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターとは、発達障害のある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。愛知県が養成講座を行っています。

#### ■現状と見込み

項目	現状	令和5年度（見込み）
ペアレントメンターの確保	未確保	確保

■見込みの確保策

愛知県で行っている養成講座の周知などに努めます。

(3) ピアサポート活動への参加人数

ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、障害領域におけるピアサポート活動が拡がりをみせています。

■現状と見込み

項目	現状	令和5年度（見込み）
ピアサポート活動への参加	未実施	実施

■見込みの確保策

精神障害のある人へのピアサポート活動についてはすでに行っているため、今後は発達障害のある人へのピアサポート活動が実施できるよう努めます。



## 2. 精神障害に対する重層的な連携による支援体制

基本指針における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、主に都道府県による取組となっており、その中で市町村は精神障害に対する重層的な連携による支援体制についての見込みを設定することになっています。

本市では、重層的な連携による支援体制の構築に向け、見込みと確保策について次の通り設定します

### (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催状況

#### ①協議の場の開催回数

##### ■実績と見込み

現在、本市では自立支援協議会において協議の場を設けています。

令和3（2021）年度以降も、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を年1回以上開催する見込みです。

##### ■見込みの確保策

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、重層的な連携体制を構築するよう努めます。

#### ②協議の場への関係者ごとの参加者数

##### ■実績と見込量

区分	単位	実績			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健関係者	人	1	1	1	1	1	1
医療機関	精神科	4	4	4	4	4	4
	精神科以外	1	2	2	2	2	2
福祉関係者	人	12	9	12	12	12	12
介護関係者	人	0	0	0	0	0	1
当事者及び家族等	人	0	0	0	0	0	1

##### ■見込量の確保策

現在、本市では介護関係者や当事者及び家族等が協議の場に参加していないため、今後必要に応じて参加を働きかけていきます。

## ③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

## ■実績と見込み

自立支援協議会における協議では、毎年協議を進めるうえで必要な目標設定とその評価を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年目標設定および評価を実施する見込みです。

## ■見込みの確保策

引き続きこの取組を継続し、精神障害のある人の地域生活を支援する体制の構築に努めます。

## (2) 精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

## ■実績と見込量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援（利用者数）	人	6	6	6	6	7	7
精神障害者の地域定着支援（利用者数）	人	9	18	25	32	39	46
精神障害者の共同生活援助（利用者数）	人	18	24	26	30	34	39
精神障害者の自立生活援助（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0

## ■見込量の確保策

現在、本市では精神障害者の人数が増加傾向にあり、特に地域定着支援、共同生活援助に対するニーズの高まりが見込まれることから、相談支援専門員の研修等を行い、相談支援のスキルアップを図る等により支援体制の強化に努めます。

### 3. 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援については、アンケート結果から福祉サービスの中において現在の利用及び今後の利用意向の割合が最も高くなっているため、ニーズやこれまでの実績を踏まえ、見込みと確保策について設定します。

#### (1) 総合的・専門的な相談支援の実施

##### ■実績と見込み

本市では、基幹相談支援センター、子ども発達支援センターあんステップ<sup>®</sup>等が、障害の種別や各種ニーズに応じた総合的・専門的な相談支援を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年総合的・専門的な相談支援を実施する見込みです。

##### ■見込みの確保策

引き続き、相談支援専門員の確保や相談支援専門員に対する研修の開催等により、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の充実に努めます。

#### (2) 地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

##### ■実績と見込量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	51	60	60	60	60	60
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	6	9	9	9	9	9
地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数	件	15	16	16	16	16	16

##### ■見込量の確保策

本市では、基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対して専門的な指導、助言、研修等を行い、相談支援専門員のスキルアップや地域の相談機関との連携体制の確立に向けた取組を実施しています。引き続き、これらの取組を実施し、地域における相談支援体制の強化に努めます。

## 4. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるために実施する取組について、これまでの実績を踏まえ、見込みと確保策を設定します。関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化に努めます。

### (1) 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加者数

#### ■実績と見込み

愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る新人研修または専門的な研修等に必要に応じて随時市職員が参加しています。

令和3（2021）年度以降も、愛知県が実施する研修の内容や定員に応じて、市職員が参加する見込みです。

#### ■見込みの確保策

引き続き、愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に市職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努め、障害福祉サービス等の質の向上につなげます。

また、障害福祉サービス等事業者の職員等についても、愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修・養成講座等に参加できるような体制の整備に努めます。

### (2) 審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数

#### ■実績と見込み

本市では、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、随時関係事業所と情報を共有して審査支払等システムへの入力の改善を図っています。

令和3（2021）年度以降も、体制の実施を見込んでいます。

#### ■見込みの確保策

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所が愛知県国民健康保険団体連合会に提出する障害者自立支援審査請求の改善を図るため、引き続き各事業所と情報共有できる体制を実施します。

## 5. 子ども・子育て支援

本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実を目指して「安城市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。その取組に関連して、子ども・子育て支援の観点から推進する取組について、現状やニーズを踏まえ、見込みと確保策を設定します。

### （1）保育園・認定こども園における障害のある子どもの受け入れ

#### ■現状と見込み

本市では、保育園や認定こども園で障害のある子どもの受け入れを実施しています。令和3（2021）年度以降も、障害のある子どもの受け入れを実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

令和2（2020）年4月1日時点で、保育園・認定こども園は障害のある子どもの受け入れが可能となっており、今後も通園対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

### （2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある子どもの受け入れ

#### ■現状と見込み

放課後児童健全育成事業は、保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。本市では、放課後児童クラブで障害のある子どもの受け入れを実施しています。

令和3（2021）年度以降も、障害のある子どもの受け入れを実施する見込みです。

#### ■見込みの確保策

令和2（2020）年4月1日時点で、放課後児童クラブは障害のある子どもの受け入れが可能となっており、今後も児童の受け入れができるよう努めます。